

香川県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第15号

香川県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（令和 6 年香川県広域水道企業団企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（やむを得ない事情） 第 2 条 給与規程第13条第 1 項の企業長が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 （1）配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （2）～（5） 略 （権衡職員の範囲等） 第 5 条 給与規程第13条第 3 項の企業長が定める<u>やむを得ない事情は、第 2 条に規定するやむを得ない事情とする。</u> <u>2 略</u>	（やむを得ない事情） 第 2 条 給与規程第13条第 1 項<u>及び第 3 項</u>の企業長が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 （1）配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （2）～（5） 略 （権衡職員の範囲等） 第 5 条 給与規程第13条第 3 項の企業長が定める<u>者は、次に掲げる者とする。</u> （1）<u>国家公務員</u> （2）<u>職員以外の地方公務員</u> （3）<u>沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人に使用される者</u> （4）<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第 2 項に規定する退職派遣者</u> （5）<u>企業長が前各号に掲げる者に準ずると認める者</u> <u>2 給与規程第13条第 3 項の任用の事情等を考慮して企業長が定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする。</u> <u>3 給与規程第13条第 3 項の同条第 1 項の職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が定める職員は、次に掲げる職員とする。</u> （1）<u>香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号。以下「定年条例」という。）第13条の規定による採用（当該採用の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける場</u>

(1)～(5) 略

(6) 第1号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は復帰に伴い」と、「第2条」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は復帰」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(7) 略

(届出)

第7条 略

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として企業長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第8条 企業長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第13条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与規程第13条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月

合に限る。）をされたこと（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(6) 略

(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「第1項各号に掲げる者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（第1項各号に掲げる者であった者にあつては、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）

(8) 略

(届出)

第7条 略

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする

(確認及び決定)

第8条 企業長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第13条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与規程第13条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月

の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日（企業長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（暫定再任用職員等に関する経過措置）

2 定年条例附則第4項又は第8項の規定による採用（当該採用の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける場合に限る。）をされたことに伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員等（定年条例附則第6項に規定する暫定再任用職員等をいう。）は、給与規程第13条第3項の同条第1項の職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が定める職員とする。

別記様式（第 7 条関係）

単 身 赴 任 届

香川県広域水道企業団企業長 殿

香川県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程第 7 条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。（住民票の写し等証明書類 通添付）

年 月 日受理

略
〔記入上の注意〕
1 ～ 4 略
5 新たに給料表の適用を受けることとなった者にあつては、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。
6 ・ 7 略

別紙

略

別記様式（第 7 条関係）

単 身 赴 任 届

香川県広域水道企業団企業長 殿

香川県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程第 7 条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。（住民票の写し等証明書類 通添付）

年 月 日受理

略
〔記入上の注意〕
1 ～ 4 略
5 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者にあつては、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。

別紙

略

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条第 2 項第 6 号の規定は、この規程の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

3 改正前の別記様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。